

平成22年度政府予算編成 にかかると提案・要望

平成21年12月

福 井 県

目 次

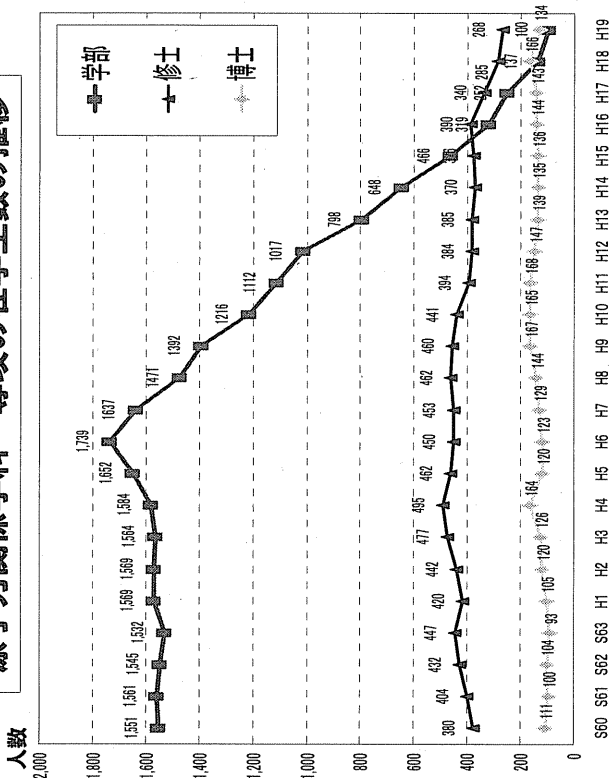
- 1-3 エネルギー研究開発拠点化計画の推進
- 4 敦賀港の拠点港湾の選定
- 5 医師確保対策・救急医療の充実
- 6 周産期医療の充実
- 7 子ども手当の全額国庫負担
- 8 保育所運営費の十分な確保
- 9 高校の授業料無償化
- 10 全国学力・学習状況調査
- 11 ものづくり中小企業製品開発等支援補助金の継続
- 12 シルバー人材センター援助事業の予算確保
- 13 緊急雇用創出事業等の事業要件の見直し
- 14 戸別所得補償制度に関するモデル対策の確実な実施と充実
- 15 鳥獣害防止対策の充実
- 16 国庫補助事業の適正執行のための制度改善

要 望 書

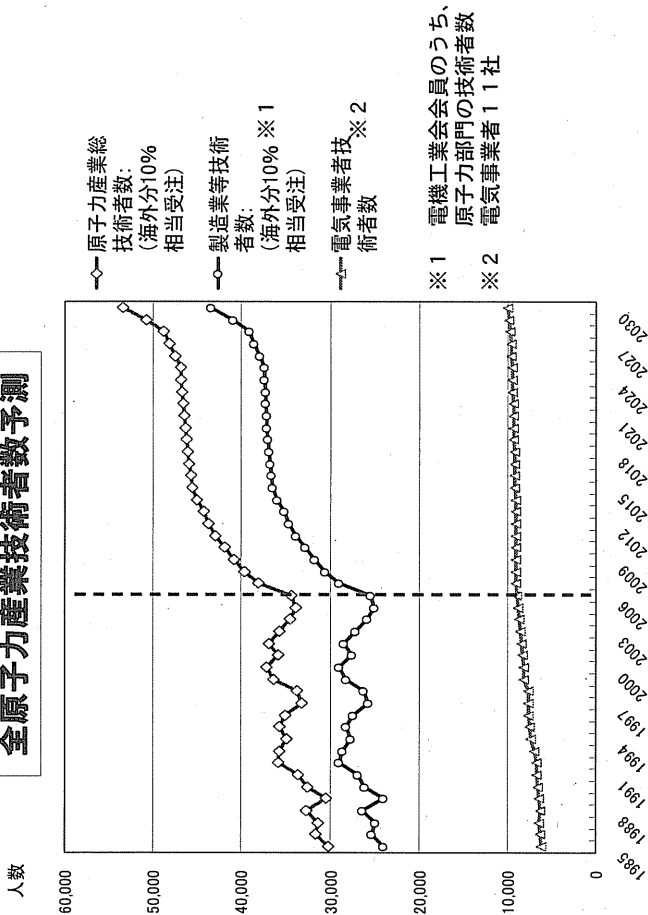
所管省庁	文部科学省
要望内容	<p>エネルギー研究開発拠点化計画の推進について</p> <p>1 国際的な原子力研究・教育を行う広域連携大学拠点形成</p> <p>福井県では、「もんじゅ」、「ふげん」等の研究施設と人材を活用し、特色のある原子力分野等の教育・研究機能を充実するため、福井大学を中核にした関西・中京圏等の大学との広域の連携大学拠点の形成を進めている。</p> <p>本年4月に設置した、拠点の中核となる「福井大学附属国際原子力工学研究所」については、平成23年度に敦賀キャンパスを開設し、原子力に関する優秀な人材の育成、研究開発を推進していくこととしている。</p> <p>当事業を着実に進めるため、当研究所の研究開発費に充てている「原子力システム研究開発事業」については、必要となる予算を確保すること。</p>
担当部課	総合政策部電源地域振興課
具体的現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 21年4月に「福井大学附属国際原子力工学研究所」を設置 ・ 23年度の敦賀キャンパス開設に向け、本年10月に市が設計に着手 ・ 22年3月までに大学院博士前期および後期課程教育カリキュラム、ならびに集中講義科目を設計 ・ 23年4月から上記カリキュラムによる学生受入れを開始予定 ・ 事業仕分けで予算縮減（2割）と判断された原子力システム研究開発事業は、当研究所の研究開発費に充てており、予算が縮減されると十分な研究開発の実施が困難となる。 ・ 研究所は、将来、関西・中京圏等の大学との広域連携大学拠点を形成し、次代の原子力産業を担う優秀な人材を育成する機関として、期待されている。
備考 (別添資料等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的な原子力研究・教育を行う広域連携大学拠点形成

国際的な原子力研究・教育を行う広域連携大学拠点形成

原子力関係学科・専攻の在学生数の推移



全原子力産業技術者数予測



<文部科学省「学校基本調査」の「原子力工学課程」「原子力理学課程」在学生の合計>

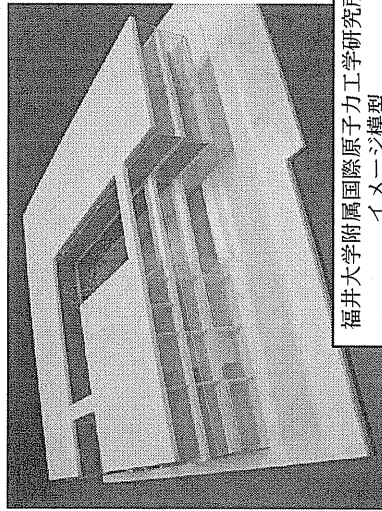
- 大学等における原子力関係学科履修者が急激に減少
- 原子力産業の技術者数は増加傾向を維持
- 特に製造業の技術者数は海外マーケットに対応して急増すると予測

優秀な原子力技術者が不足する懸念

原子力システム研究開発事業が削減

建物はできても、十分な人材育成や研究開発の実施が困難

国内外の原子力産業人材に対するニーズが高まる中、次代の原子力産業を担う優秀な人材の輩出が低迷



福井大学附属国際原子力工学研究所イメージ模型

[施設概要]
 (構造)
 (規模)

鉄筋コンクリート造り3階建て
 約6,800㎡

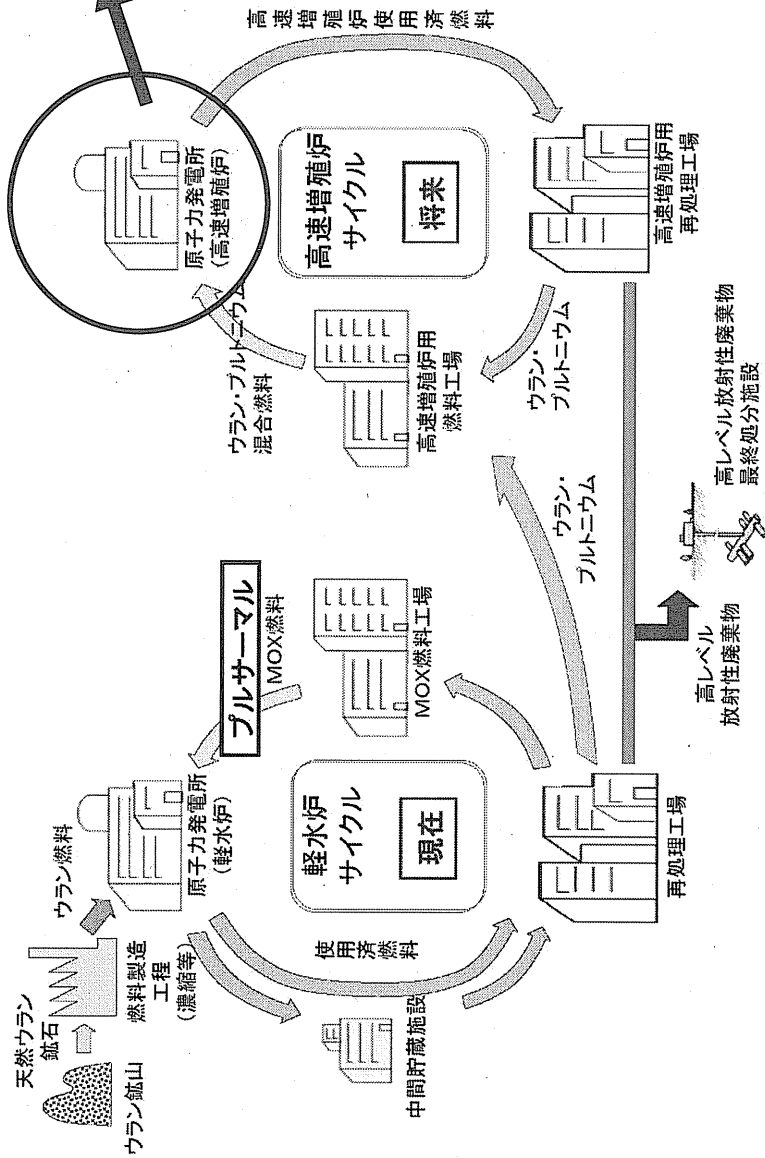
要 望 書

所管省庁	文部科学省
要望内容	<p>エネルギー研究開発拠点化計画の推進について</p> <p>2 最先端研究を行う研究所等の本県への集積</p> <p>福井県では、国内外の研究者が集う高速増殖炉の実用化に向けたプラント運用技術の研究開発拠点を敦賀市に形成するため、ナトリウム取扱いの高度化研究を行う「プラント実環境研究施設」や日米仏の共同研究による新型燃料の研究開発を行う「新型燃料研究開発施設」を整備することとしている。</p> <p>これらのプロジェクトを着実に進めるため、高速増殖炉サイクル研究開発に必要な予算を確保すること。</p>
担当部課	総合政策部電源地域振興課
具体的現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源の乏しい我が国において、原子力発電を基幹電源とするぶれないエネルギー政策を推進する上では、高速増殖炉の実用化研究は不可欠 ・ 「プラント実環境研究施設」については、日本原子力研究開発機構において、24年度の運用開始に向け、本年8月から基本設計に着手 ・ 「新型燃料研究開発施設」については、日本原子力研究開発機構において、27年度の運用開始に向け、来年度から概念設計に着手する予定 ・ 事業仕分けで、高速増殖炉サイクル研究開発は事業見直しとなり、もんじゅの再開以外の研究開発は凍結という方向の判断 ・ 研究開発事業が凍結されると、プラント実環境研究施設などの運用開始時期が遅れ、研究開発拠点の形成に支障がある。
備考 (別添資料等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速増殖炉を中心とした国際的研究開発拠点の形成

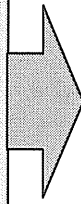
高速増殖炉（FBR）を中心とした国際的研究開発拠点の形成

原子力立国計画

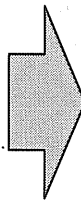
- ・ 高速増殖炉実証炉は2025年頃に実現
- ・ 2050年より前商業炉の導入開始



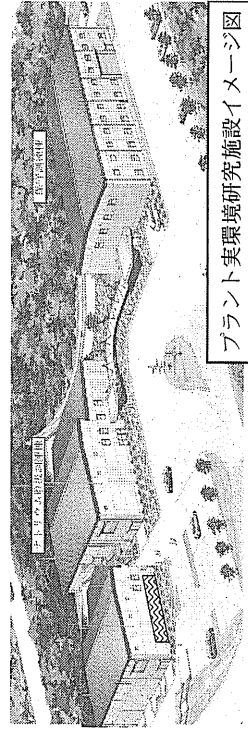
高速増殖炉サイクル研究開発が凍結



研究開発拠点の形成に支障
実用化研究が停滞



資源の乏しい我が国において、原子力を基幹電力として、エネルギー政策を推進することが困難



[高速増殖炉実用化研究]

- ・ プラント実環境研究施設（仮称）
- ・ 高温液体ナトリウム環境下のプラントの実環境を模擬し、ナトリウム取扱技術の高度化等の研究開発を行う試験研究施設
- ・ 新型燃料研究開発施設（仮称）
- ・ 日仏米の共同研究による新型燃料を開発する施設

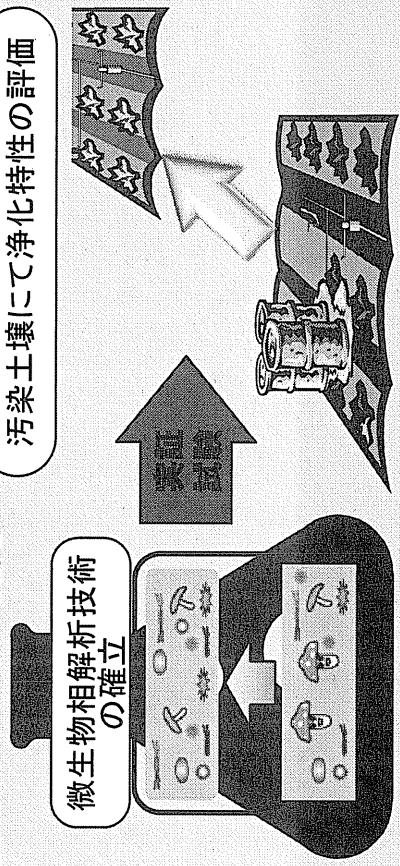
【平成 21 年 12 月 9 日作成】

要 望 書

所管省庁	文部科学省
要望内容	<p>エネルギー研究開発拠点化計画の推進について</p> <p>3 エネルギー関連技術に関する産学官連携事業の促進</p> <p>福井県では、国の競争的資金を基に、平成 20 年度から(財)若狭湾エネルギー研究センターが中核機関となり、同センターや福井大学等の技術を活かした産学官による共同研究開発を行っている。</p> <p>エネルギー関連技術を活用した製品開発等の早期事業化研究を強化するため、「地域科学技術振興・産学官連携事業」について、必要な予算を確保すること。</p>
担当部課	総合政策部電源地域振興課
具体的現状と課題	<ul style="list-style-type: none">研究開発事業の概要<ul style="list-style-type: none">事業名 「都市エリア産学官連携促進事業」(ふくい若狭エリア)テーマ 原子力・エネルギー関連技術の活用による新産業の創出実施期間 20 年度～22 年度(3 年間)事業費 1 億円程度/年×3 年研究内容 ①イオンビームによる植物工場用野菜や菌類の品種改良 ②繊維の難燃加工剤を無害化するシステムの開発 ③気泡駆動型ヒートパイプの開発と実証展開 など事業仕分けでは、当事業を含む「地域科学技術振興・産学官連携事業」が廃止と判断事業廃止により研究が頓挫し、2 年間の研究成果が活かせなくなる可能性がある。
備考 (別添資料等)	<ul style="list-style-type: none">エネルギー関連技術に関する産学官連携事業の促進エネルギー研究開発拠点化計画 将来マップ

エネルギー関連技術に関する産学連携事業の促進

○白色腐朽菌を用いたダイオキシンの処理システムの開発

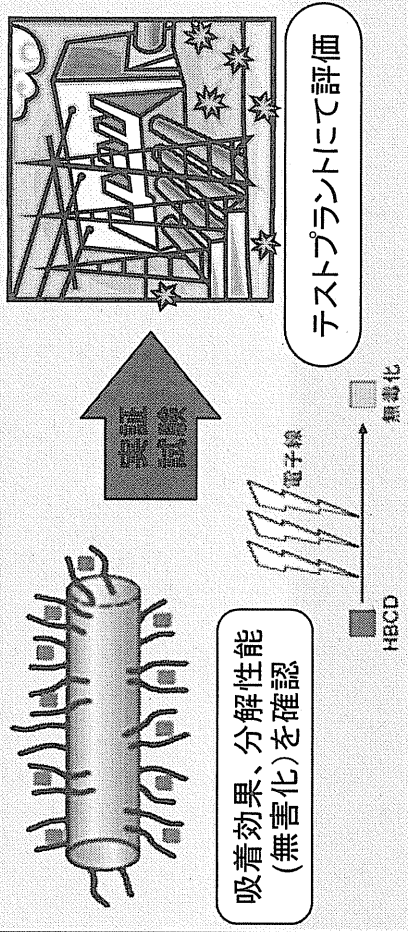


- 2年間の成果
ビーム変異によりダイオキシンの分解酵素を多く出す微生物を開発に成功。
- 22年度の展開
ダイオキシンを含んだ土（50%）の実証化試験を実施。安全性等の確認。

科学技術振興・産学連携事業が廃止

- 〔その他の今後の研究開発予定〕
- イオンビームによる植物工場用野菜の新品種開発
生長性のよい育種条件（照明の色や時間、温度等）に関する研究を実施。
新たに開発された品種については、商品化に向けて品種登録する予定。
 - イオンビームによる細菌変異株を用いたアセチルグルコサミン製造技術開発
品質の安定化、製造管理の方法に関する試験を実施。
 - 気泡駆動型無動力液体循環式ヒーパットの開発と実証展開
冬期の実験結果を踏まえ、実用化に向けた機能向上、コストダウンの改良。

○繊維の難燃加工剤（HBCD）を分解し無害化するシステムの開発



- 2年間の成果
有害物質を繊維材に吸着し、電子線により分解することに成功。
- 22年度の展開
テストプラントを製作し、実証試験を実施。
電子線の代わりに紫外線を用いたコスト削減

これまで2年間の研究成果が活かせなくなる可能性

- ・地域の特性を活かした産業活性化が停滞
- ・ダイオキシンの除去など環境問題への対応の遅れ

エネルギー研究開発拠点化計画 将来マップ

※赤字が拠点化計画に基づき整備が進められている施設等

- 安全・安心の確保
- 研究開発力の強化
- 人材の育成・交流
- 産業の創出・育成

高速増殖炉（FBR） を中心とした国際的な 研究開発拠点の形成

原子力発電所
(原子力施設) 27年開通

原子力発電所
(原子力施設) 24年開通

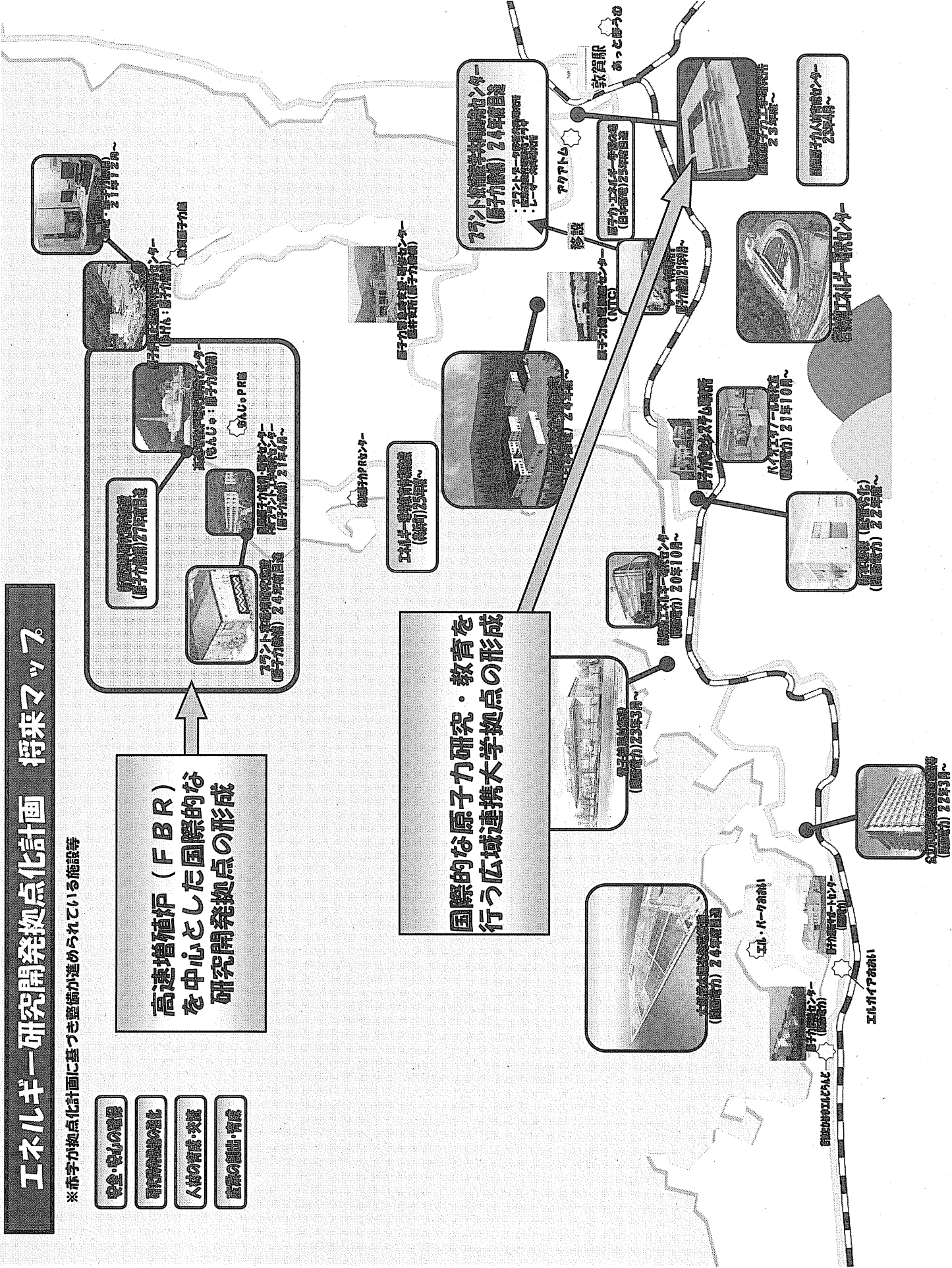
原子力発電所
(原子力施設) 21年開通

原子力発電所
(原子力施設) 21年開通

原子力発電所
(原子力施設) 21年開通

原子力発電所
(原子力施設) 21年開通

国際的な原子力研究・教育を 行う広域連携大学拠点の形成

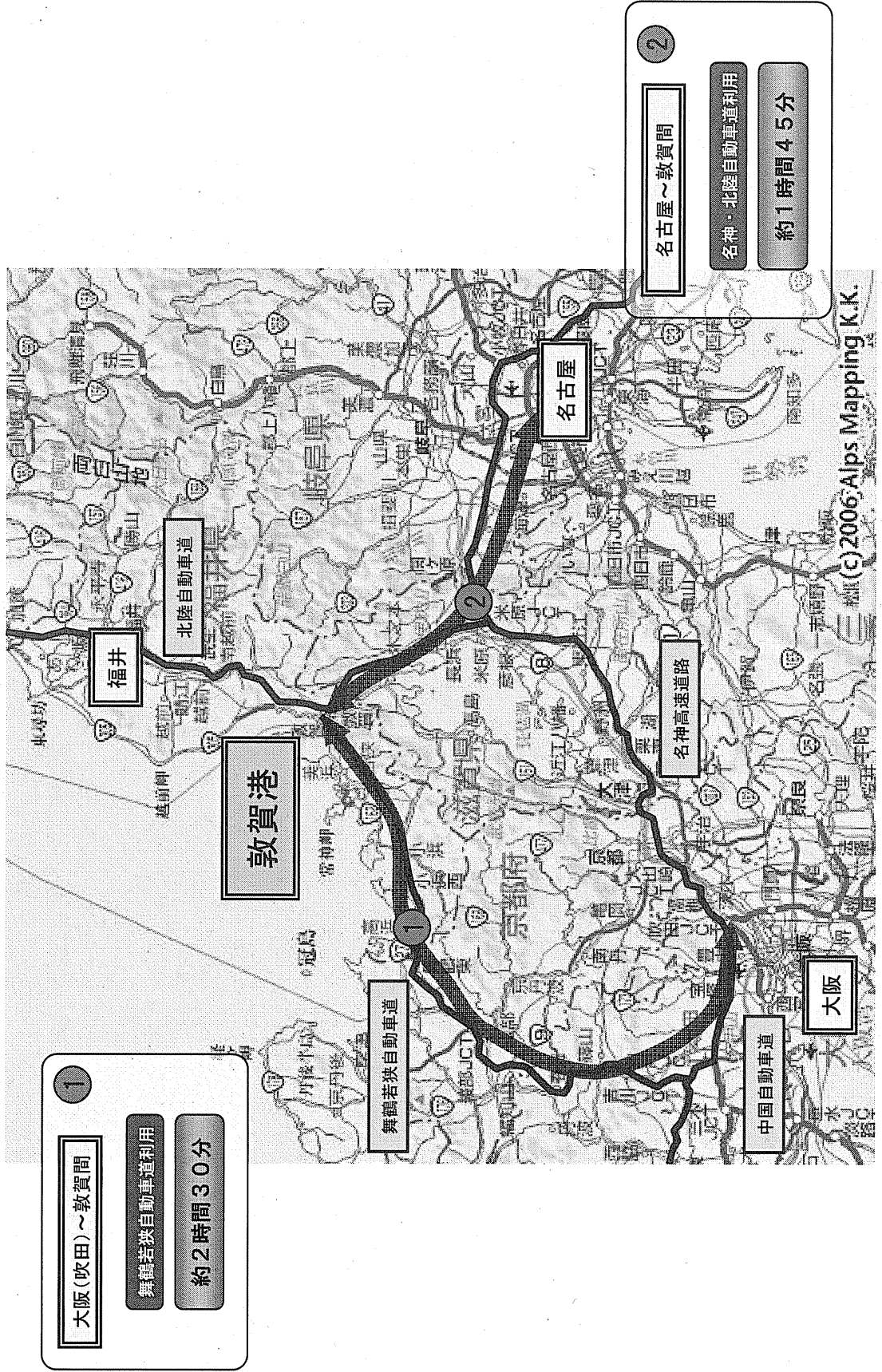


要 望 書

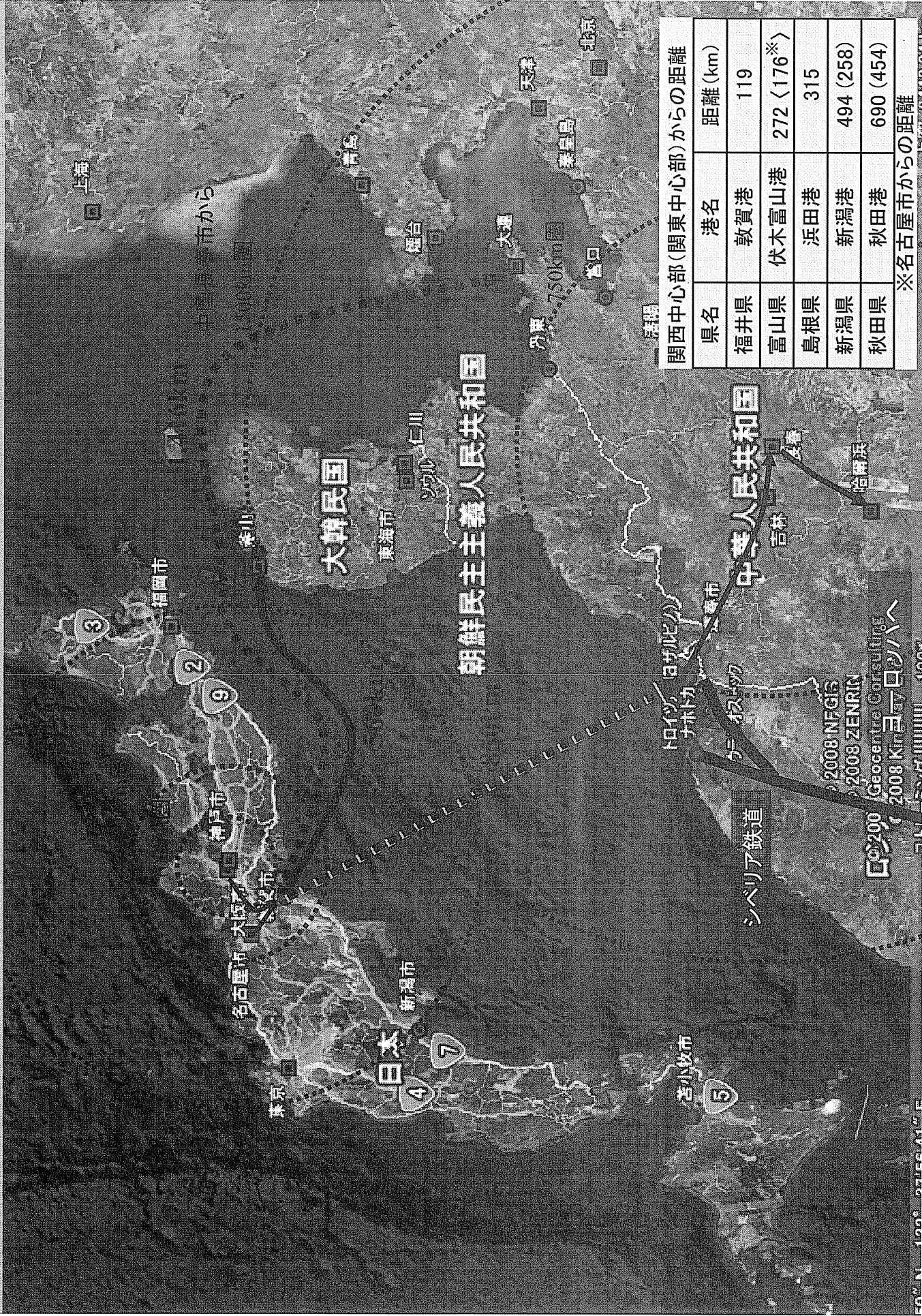
<p>所管省庁</p>	<p>国土交通省</p>
<p>要望内容</p>	<p>4 敦賀港の拠点港湾の選定について</p> <p>敦賀港は、関西や中京などの大都市圏に近接しており、また、中国自動車道、名神高速道路、北陸自動車道、そして平成 26 年度完成予定の舞鶴若狭自動車道など北近畿における大環状ネットワークの中に位置するなど、日本海側の港湾と比較し高い優位性を有している。</p> <p>このため、経済成長が著しい中国、韓国やロシアなどとの対岸貿易や交流の促進のためにも、日本海側の拠点港湾に選定し、重点的な整備を進めること。</p>
<p>担当部課</p>	<p>土木部港湾空港課</p>
<p>具体的現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・敦賀港における平成 20 年の取扱貨物量は約 1, 543 万トンで、日本海側では新潟港に次いで 2 番目であり、今年に入ってから、国内諸港の取扱量が伸び悩む中で、コンテナ貨物量は、11 月末時点で昨年同期比 3 割の増加で好調である。 ・大水深岸壁（-14m）を有する多目的国際ターミナルを平成 22 年秋に本格供用開始する予定であるが、新たな貨物が見込まれるため、更なる整備が必要である。 ・また、取扱貨物量の増大を図るため、中国航路やロシア極東部との新たな航路開設を目指している。 <p>【国予算額】</p> <p>多目的国際ターミナル整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21 年度 1, 560, 000 千円（国費：900, 900 千円）
<p>備考 (別添資料等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敦賀港の優位性 ①関西・中京との近接性 ②日本海側港湾 ・ 敦賀港コンテナ取扱実績 ・ 敦賀港多目的国際ターミナル整備事業

敦賀港の優位性①（関西・中京との近接性）

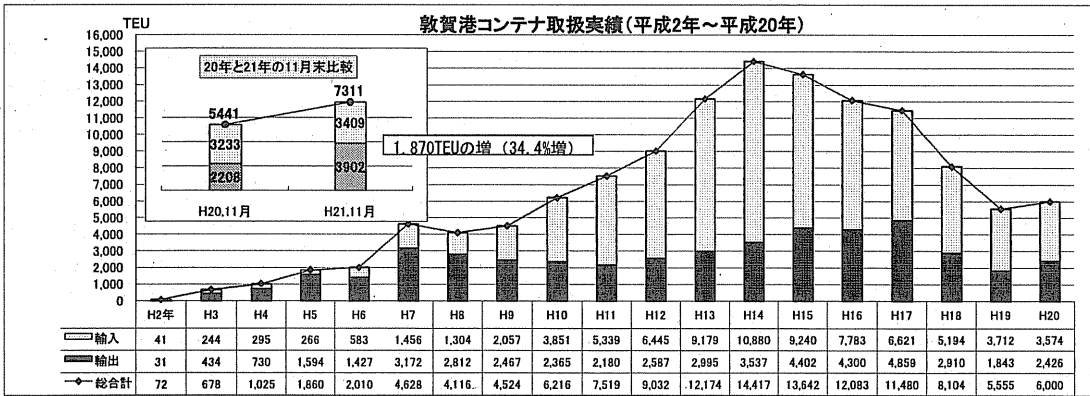
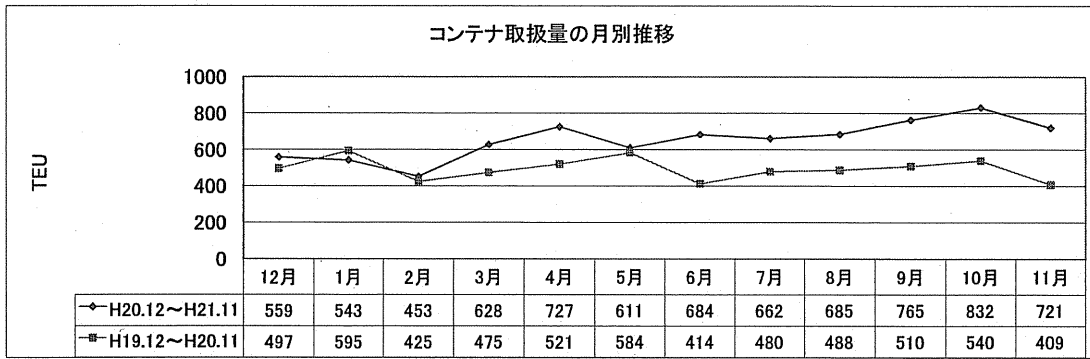
◆ 敦賀港は関西・中京などの大都市圏に近接している



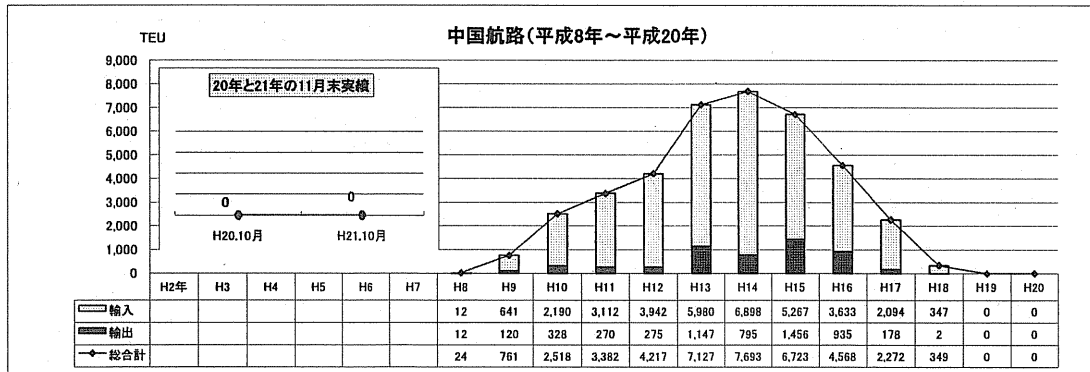
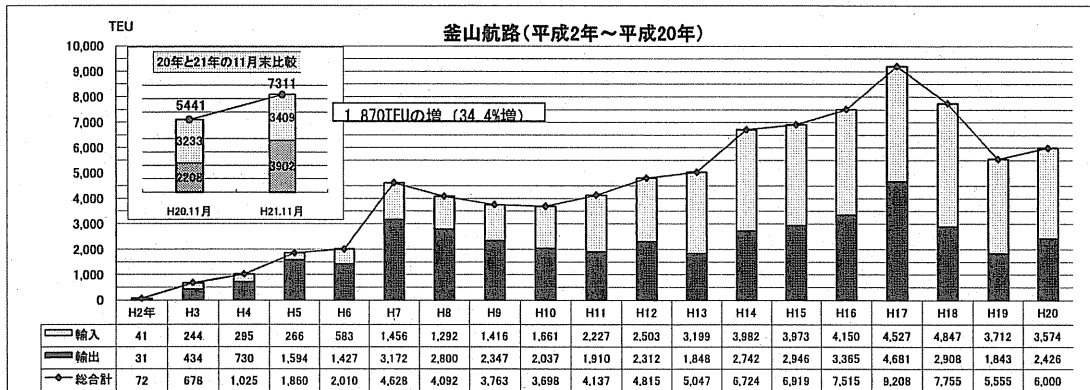
敦賀港の優位性②（日本海側港湾）



敦賀港コンテナ取扱実績



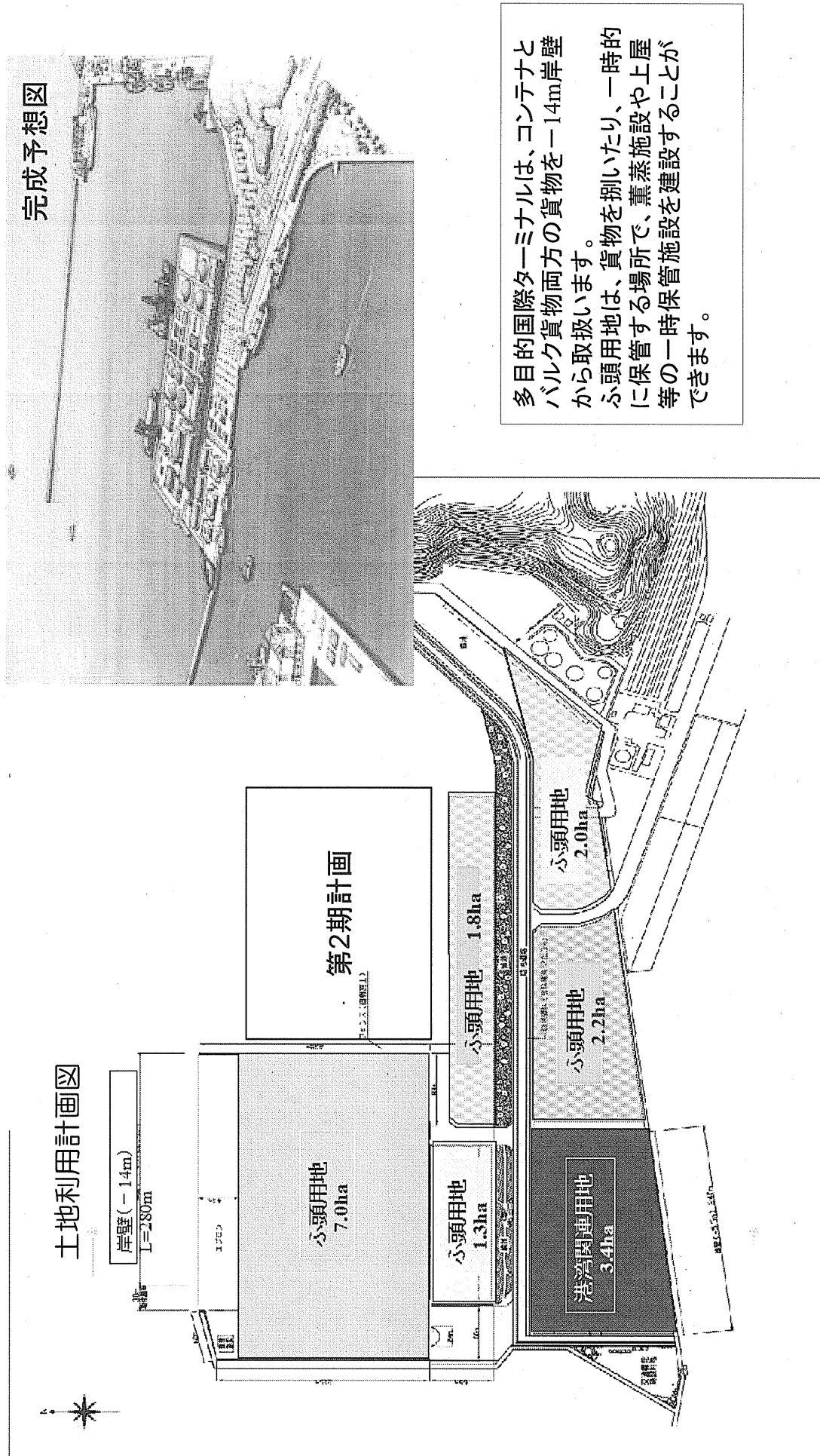
航路数		H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
韓国	韓国	1	1	1	1	1	3	3	3	3	2	2	2	2	3	1	2	2	2	2
	韓国・中国															1				
	中国								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
計		1	1	1	1	1	3	3	4	4	3	3	4	4	4	3	3	3	2	2



※中国航路は平成18年8月から休止中

敦賀港多目的国際ターミナル整備事業

- 平成20年度、大水深岸壁(長さ280m、深さ-14m、入港最大標準船型5.5万D/W級)および27haのふ頭用地を備えた多目的国際ターミナルの一部が完成し、平成22年度に本格供用開始予定。
- ターミナルの完成により、敦賀港を拠点として物流体系が大きく転換する可能性がある。



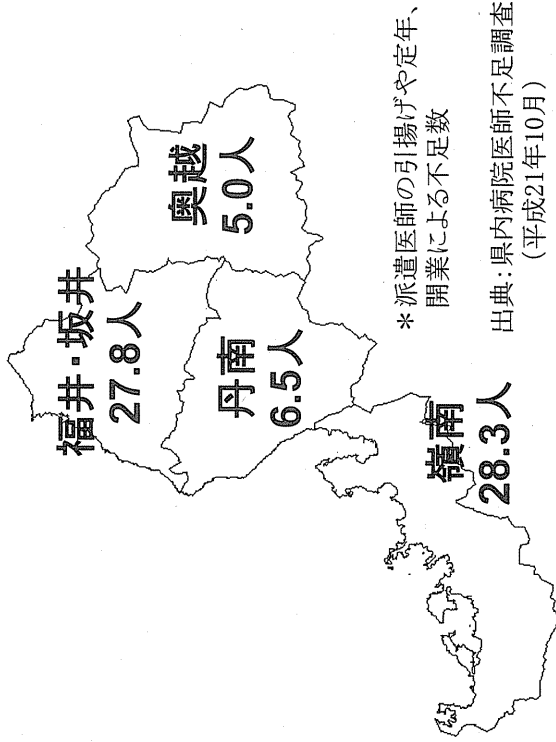
多目的国際ターミナルは、コンテナとバルク貨物両方の貨物を-14m岸壁から取扱います。ふ頭用地は、貨物を捌いたり、一時的に保管する場所で、薫蒸施設や上屋等の一時保管施設を建設することができます。

要 望 書

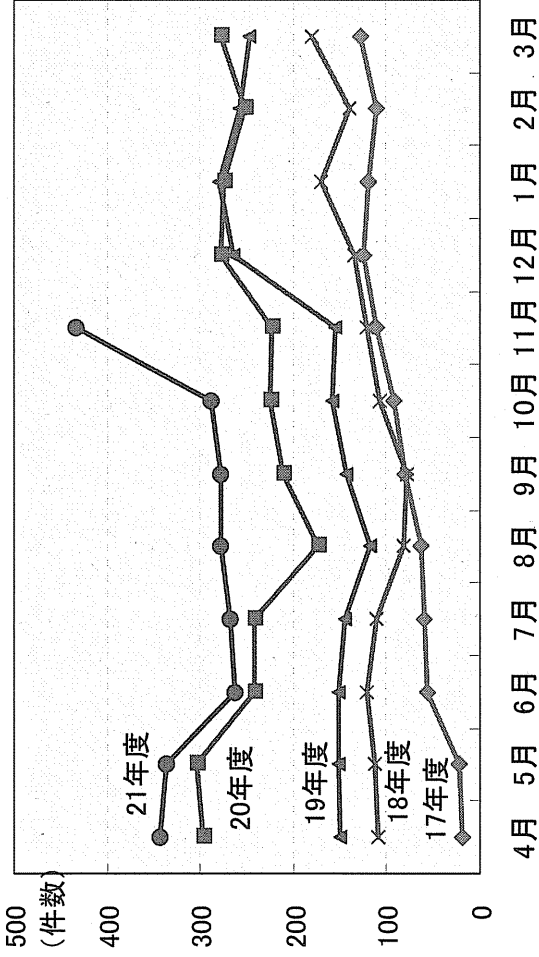
<p>所管省庁</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>要望内容</p>	<p>5 医師確保対策・救急医療の充実について 地域や診療科における医師の偏在解消等のため、診療報酬の見直しでは対応できない次のような事業について、従前の支援を充実強化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医師確保対策 <ul style="list-style-type: none"> ・救急勤務、産科医手当などの処遇改善 ・短時間雇用サポートなどの女性医師就労支援 ○救急医療体制確保 <ul style="list-style-type: none"> ・小児救急医療電話相談、広域災害救急医療情報システムの運営等 救急・災害時の医療提供体制の維持・確保
<p>担当部課</p>	<p>健康福祉部医務薬務課</p>
<p>具体的現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○医師確保対策への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬の見直しでは、へき地や産科・小児科等の特定診療科の医師確保には即座に対応できないため、救急勤務・産科医手当などの処遇改善や医師の負担軽減、短時間雇用サポートなどの女性医師就労支援等の充実強化が必要。 ○救急医療への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療は、地域の人口にかかわらず一定の機能を確保する必要があり、診療報酬の改定のみでの対応は地域差を解消できず困難。 ・小児救急医療電話相談、広域災害救急医療情報システムの運営等、救急・災害時の医療提供体制を維持・確保するために必要な事業は、診療報酬では対応不可。 <p>【県予算額】 医師確保対策・救急医療の充実に関する国庫補助金 ・21年度 国庫補助額:48,272千円 県事業費:115,015千円</p>
<p>備考 (別添資料等)</p>	<p>【別添資料】 ○医師確保対策・救急医療の充実</p>

医師確保対策・救急医療の充実 救急医療の充実

県内病院の医師不足数は67.6人

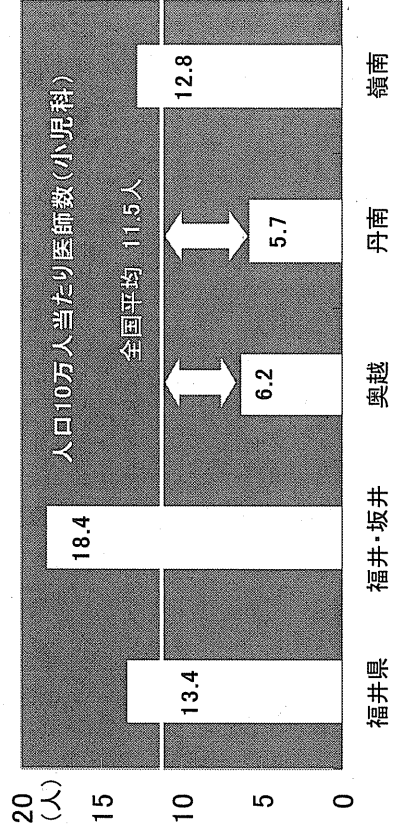
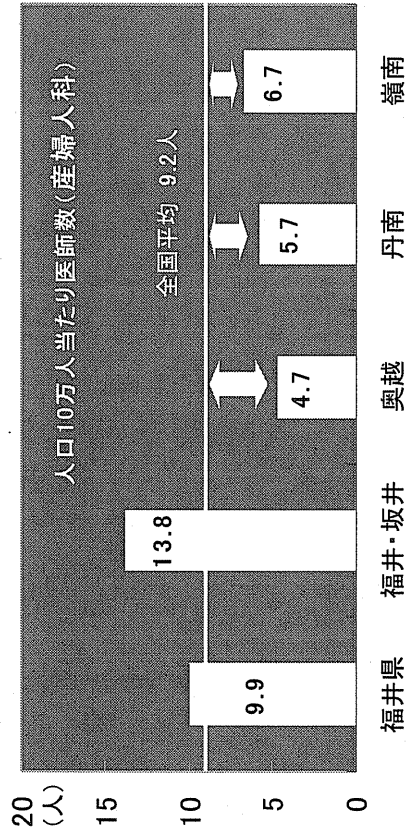


年々増加する子どもの救急医療相談



出典：#8000福井県子ども救急医療電話相談件数

奥越・丹南医療圏で産婦人科医・小児科医が少ない



出典：医師・歯科医師・薬剤師調査(平成18年)

要 望 書

<p>所管省庁</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>要望内容</p>	<p>6 周産期医療の充実について</p> <p>新生児の体重が10年連続で全国1位である福井県においても、出生時の体重が1,000グラム未満の超低出生体重児の出生割合は増加傾向にある。全国的に周産期医療体制の充実が必要である。</p> <p>このため、ハイリスク分娩の安定的な受け入れ体制を維持し、妊婦が安心して出産できるよう、総合周産期母子医療センターについて、これまで行ってきた運営費等の支援を充実強化すること。</p>
<p>担当部課</p>	<p>健康福祉部健康増進課</p>
<p>具体的現状と課題</p>	<p>○周産期医療体制への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年の福井県の新生児の平均体重は3,040gで、平成10年から10年連続で全国1位。(全国平均3,000g、厚生労働省人口動態調査) ・本県の出生数は減少傾向にあるが、出生時の体重が1,000グラム未満である超低出生体重児の出生数に占める割合は増加傾向にあり、今後とも周産期医療体制の充実が必要。 <p>(超低出生体重児の割合：15年度0.2%、19年度0.43%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合周産期母子医療センターの運営費の収支差額に対する国庫補助制度は、申請額に対し補助基準額が大幅に低い状況。 <p>(21年度：申請額98,075千円、補助基準額35,298千円)</p> <p>【県予算額】総合周産期母子医療センターへの繰出金に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21年度 国庫補助額:11,584千円、繰出金:98,075千円
<p>備考 (別添資料等)</p>	<p>【別添資料】</p> <p>○周産期医療対策の必要性</p>

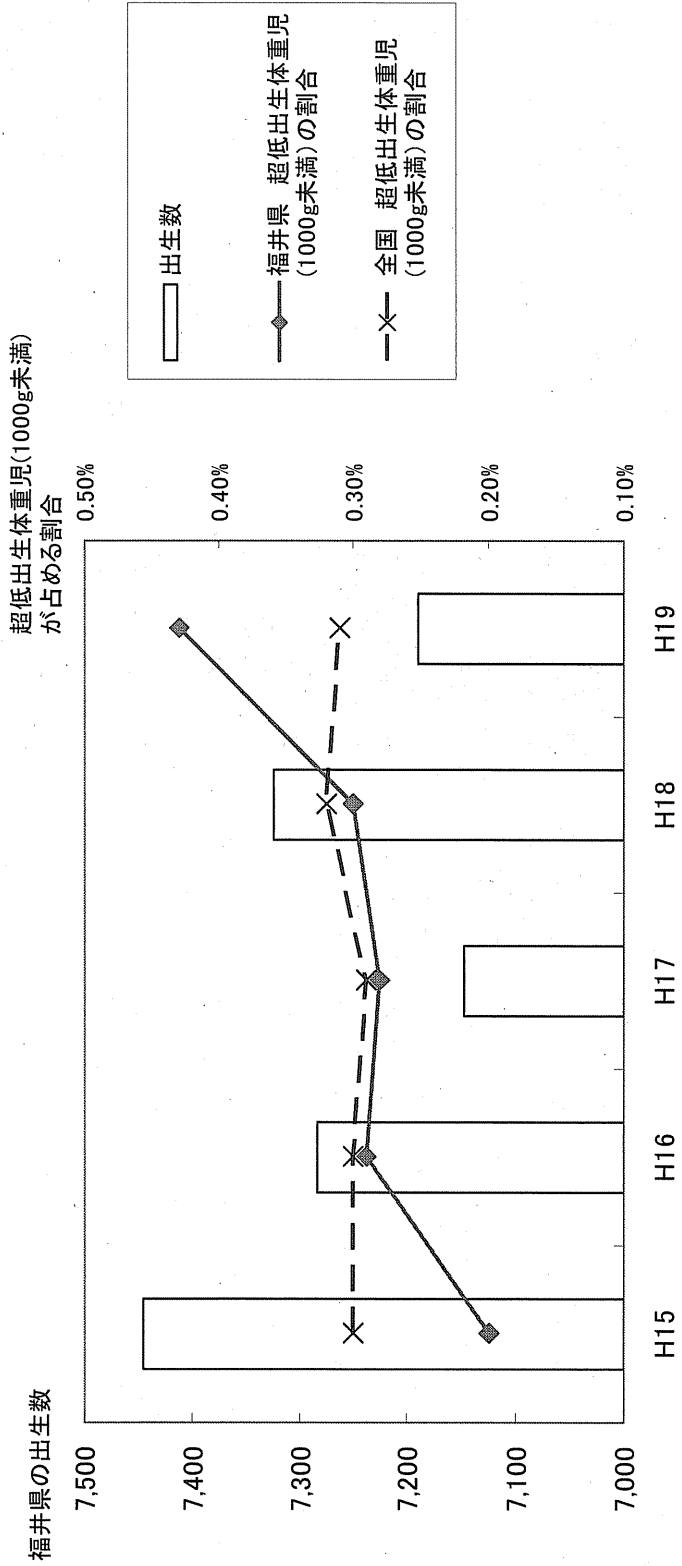
周産期医療対策の必要性

- 本県の超低出生体重児(1000g未満)は増加傾向かつ全国水準より高い割合
⇒ハイリスク分娩ニーズの高まり
- 本県唯一の総合周産期センター(県立病院)のMFICUおよびNICUは、約100%の利用率
⇒ハイリスク妊婦等の安定的な受入体制の整備が必要



■今後とも、周産期医療対策の充実強化が必要

福井県の出生数と超低出生体重児(1000g未満)が占める割合の推移



要 望 書

所管省庁	厚生労働省
要望内容	<p>7 子ども手当の全額国庫負担について</p> <p>国が創設する「子ども手当」については、地方自治体に負担を求めることなく、全額国庫負担で実施すること。</p> <p>また、「子ども手当」の支給事務については、県および市町が実施主体となることが想定され、支給対象者の拡大により事務経費の増加が見込まれる。このため、必要な事務費については国がその全額を財政措置すること。</p>
担当部課	健康福祉部子ども家庭課
具体的現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・国は「子ども手当」を創設し、中学校卒業時まで、子ども一人当たり年額 31.2 万円（月額 2.6 万円）を支給することとしており、予算規模は 5.3 兆円である。（平成 22 年度は半額支給のため 2.3 兆円を概算要求） ・「子ども手当」を所得制限無しで中学校卒業時までの全ての子どもに支給する場合、本県対象者への支給総額は 363 億円が見込まれる。 （0～14 歳人口 11.6 万人×@31.2 万円＝363 億円） ・「子ども手当」の支給事務は、既存の「児童手当」が廃止され、県および市町が担当となることが想定される。新制度の実施にあたり、支給対象者が拡大されることから、事務経費の増加が見込まれる。 （支給対象者 4 割アップ） ・「子ども手当」の支給については、事業規模が大きいため、支給額や事務経費の一部負担など地方に財政負担が求められた場合、地方自治体に過大な財政負担が生じることとなる。 （県ベース財政負担 5.6 倍）
備考 (別添資料等)	○子ども手当の全額国庫負担について

子ども手当の全額国庫負担について

子ども手当の支給額の増加 <児童手当との比較>

■子ども手当支給額（福井県の場合）

児童手当

64.3億円

（県負担 17.1億円）

5.6倍

子ども手当

363億円

（県負担 96.6億円）

※児童手当制度と同様のスキームとした場合

子ども手当対象児童の拡大 <児童手当との比較>

■子ども手当の対象児童数の増加（福井県の場合）

児童手当

82,194人

約34,000人増

子ども手当

116,167人

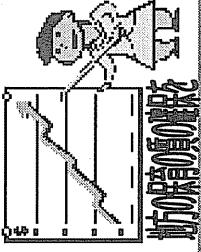
事業規模が大きく、財政面、事務量の面からも地方に過大な負担が生じる

全額国庫負担とすべき

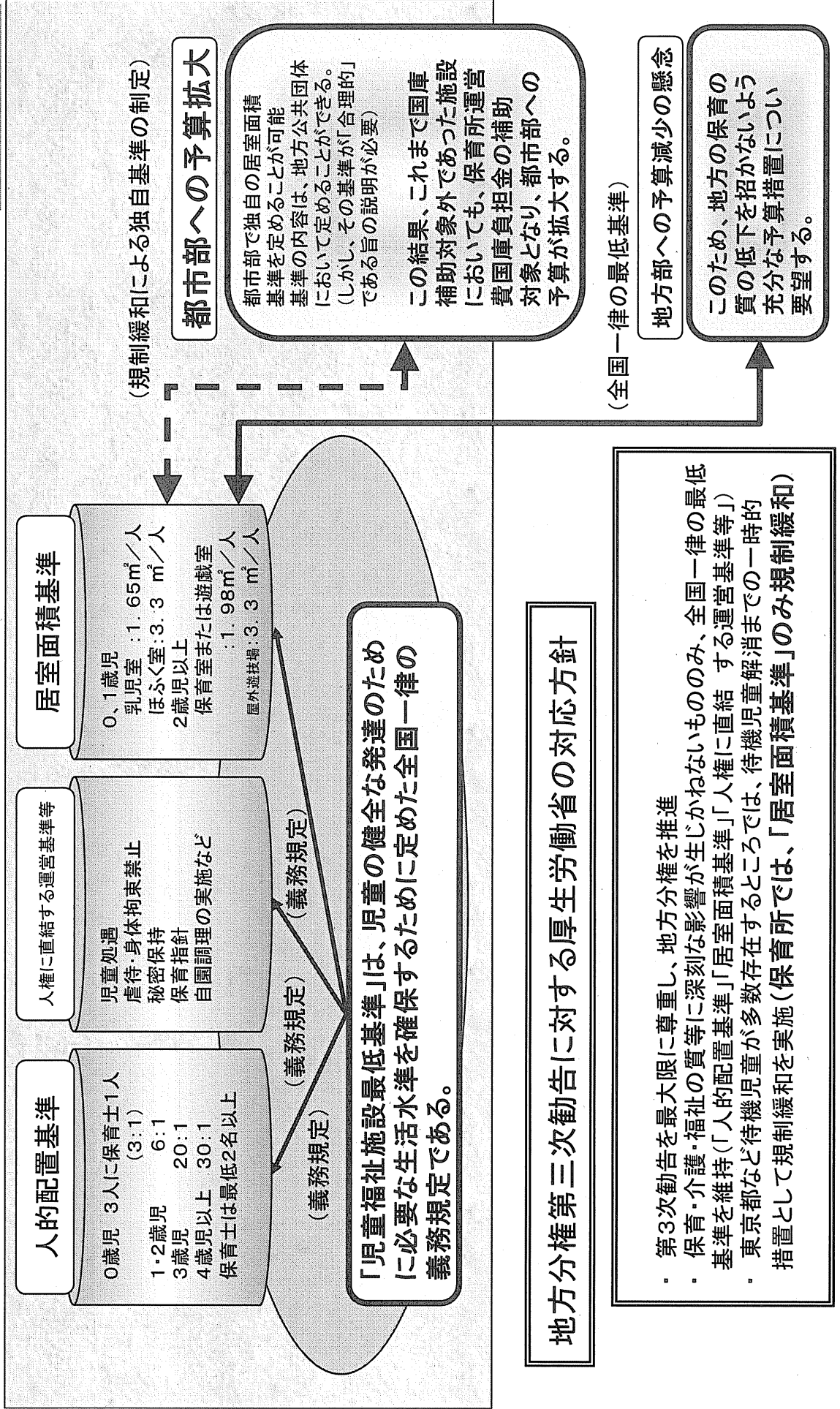
要 望 書

<p>所管省庁</p>	<p>厚生労働省</p>						
<p>要望内容</p>	<p>8 保育の質の維持に向けた保育所運営費の十分な確保について 待機児童解消の一環として都市部において導入が検討されている「居室面積基準」が緩和されると、保育所運営費の助成が都市部に偏ることになる。 地方において、保育の質の維持が図られるよう、十分な予算措置を講ずること。</p>						
<p>担当部課</p>	<p>健康福祉部子ども家庭課</p>						
<p>具体的現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の健全な育成のため、児童福祉法の規定に基づき保育所の設置基準等が定められている。 ・ 都市部においては待機児童の問題が深刻化していることから、「居室面積基準」の規制緩和措置について検討を進めている。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">＜居室面積基準＞</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;"><u>0 歳、1 歳児</u></th> <th style="text-align: center; width: 50%;"><u>2 歳児以上</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">乳児室 1.65 m²/人</td> <td style="text-align: center;">保育室または遊戯室 1.98 m²/人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ほふく室 3.3 m²/人</td> <td style="text-align: center;">屋外遊技場 3.3 m²/人</td> </tr> </tbody> </table> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福井県においては、平成 13 年度から待機児童ゼロを維持しており、保育の質の維持に努めている。 	<u>0 歳、1 歳児</u>	<u>2 歳児以上</u>	乳児室 1.65 m ² /人	保育室または遊戯室 1.98 m ² /人	ほふく室 3.3 m ² /人	屋外遊技場 3.3 m ² /人
<u>0 歳、1 歳児</u>	<u>2 歳児以上</u>						
乳児室 1.65 m ² /人	保育室または遊戯室 1.98 m ² /人						
ほふく室 3.3 m ² /人	屋外遊技場 3.3 m ² /人						
<p>備 考 (別添資料等)</p>	<p>○保育所の保育の質の維持について</p>						

保育所の保育の質の維持について



○児童福祉施設最低基準



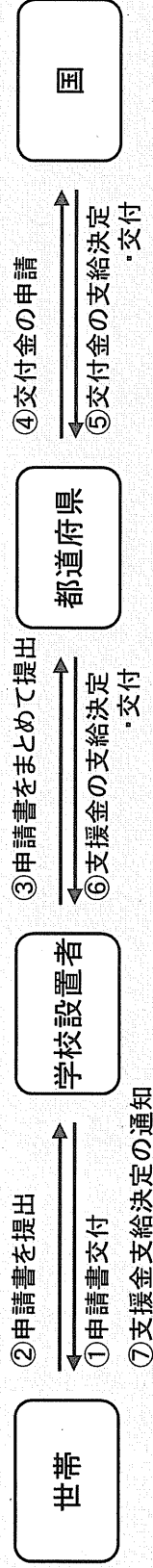
要 望 書

所管省庁	文部科学省
要望内容	<p>9 高校の授業料無償化について</p> <p>(1) 事務負担の軽減について 就学支援金の交付手続きは、簡素で効率的な事務処理ができるよう、事務負担ができるだけ少ない形で実施すること。</p> <p>(2) 確実な財源の確保について 給付にかかる事務費を含めて全額国庫負担とすること。</p> <p>(3) 私立高校生世帯への配慮について 私立高校生への授業料等の支援については、特別授業料や実験実習費など実質的な授業料も就学支援金の対象に加えること。 また、特別授業料等の減免に高校生修学支援基金を活用する際に、所要額の全額(10/10)を充当できるようにすること。</p> <p>(4) 早期の制度設計・情報提供について 生徒や保護者への制度の周知や、学校や県における事務処理が円滑に実施できるよう、制度の内容を早期に明らかにすること。</p>
担当部課	教育庁学校教育振興課、総務部大学・私学振興課
具体的現状と課題	<p>○事務負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「代理受領」のスキームを採用する場合、世帯からの申請の取りまとめ、国への交付申請の手続きなど、現在の授業料徴収事務と比較して事務量が増加するので、できるだけ簡素化を図ること ・また、私立学校の場合、低所得者世帯の前年度収入確認による支給額の交付決定の遅れに伴い、授業料徴収・返還事務手続きが生じる。 ・このため、年度第一四半期の授業料については徴収猶予ができるよう、支援金の標準額については、在籍者数に応じ年度当初に概算支給すること <p>○確実な財源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給に要する費用は全額国庫負担とし、将来的にも地方に負担を転嫁しない安定的な制度とすること <p>○私立高校生世帯への配慮について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立高校が徴収している特別授業料や実験実習費は実質的な授業料であり、就学支援金の対象とすべき。高校生修学支援基金については、特別授業料等の減免補助に全額充当できるよう制度要件を改めること（現在は1/2）
備考 (別添資料等)	<ul style="list-style-type: none"> ・高校授業料無償化について

高校授業料無償化について(1)

1. 事務の簡素化

「代理受領」・・・世帯の代わりに学校設置者が受領



事務量の増加

世帯と学校間でのやり取りで完結していた授業料徴収事務が、複雑に。

所得制限を実施すると、申請書の取りまとめはさらに複雑化

国の交付決定が遅れると、私立学校では一旦世帯から授業料を徴収し、返還する必要

学校設置者からの申請など、制度の簡素化を

高校授業料無償化について(2)

2. 財源の全額国費負担

無償化実現に必要な財源額 (福井県分)

【授業料】		
県立(全日制)	17,348人	2,061百万円
(定時制)	759人	25百万円
(通信制)	883人	14百万円
私立(標準額)	5,671人	674百万円
(増額分)	(うち1,593人)	190百万円
【事務費】	全県	6百万円
合計	24,661人	2,970百万円

【福井県試算】

地方負担への懸念

財務省では、
地方自治体の負担を
検討するよう求める動き

⇒ 1割負担でも、県負担は3億円!

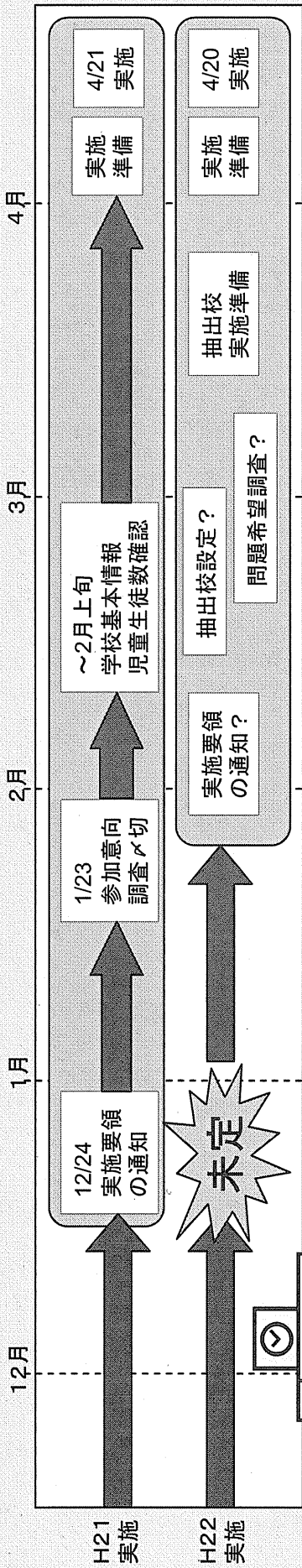
財源は全額国費で負担すること

要 望 書

所管省庁	文部科学省
要望内容	<p>10 全国学力・学習状況調査について</p> <p>(1) 調査の実施について</p> <p>小中学校の設置者である市町をはじめ、地方に混乱を来さないよう、早急に調査の見直しの方向性を明確にすること。</p> <p>(2) 抽出対象外の児童生徒分の問題配布等について</p> <p>子ども一人ひとりの指導に生かせるよう、抽出対象外の児童生徒分の問題を提供すること。その際、採点や集計・分析についても、国が行うこと。</p>
担当部課	教育庁義務教育課
具体的現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・調査見直しの方向性について <p>実施の方針が定まらないために、設置者である市町も学力調査への対応について方針を決められない状態</p> ・抽出対象外の児童生徒分の問題配布等について <p>問題の配布について、文部科学省は「予算の範囲内で実施する」とし、事業仕分けでは「地方の負担に」との意見が出されている。しかし、抽出対象外の学級や学校においても、子どもたちの学力や学習状況を把握し、教員が学習の改善を図る必要があるため、希望する設置者については、国の負担において問題を配付すること。</p> <p>また、抽出対象外分の採点や集計・分析を県や市町が行う場合、教職員が実施すると業務上多大な負担がかかる。また、業務委託等を行うと多額の費用負担が生じることから、希望実施分の採点や集計・分析についても国が責任を持って行うべき</p>
備考 (別添資料等)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査について

全国学力・学習状況調査について

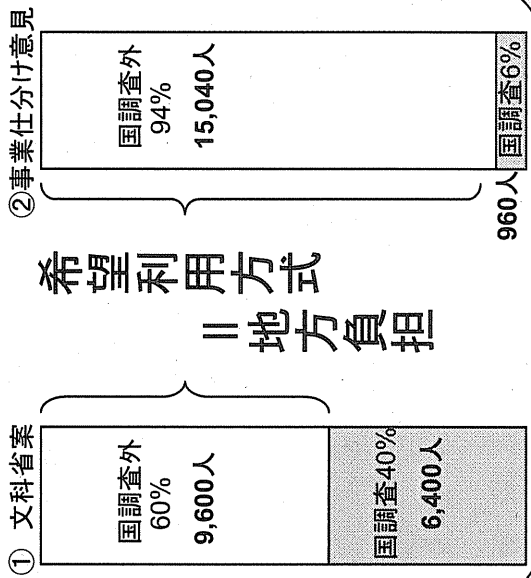
1 平成21年度実施スケジュールとの比較



準備期間が短く、教員や市町村教委の事務処理が集中
 ⇒ 本来の教育活動に支障が出る恐れ

2 希望調査方式における地方負担

福井県内の小6、中3児童生徒数
 =約16,000人(22年度)



希望利用方式
 || 地方負担

採点・集計に要する児童生徒1人当たりの経費=2,000円

福井県内の子どもたちだけで...

- ① 文科省案 (40%抽出) の場合
 $9,600人 \times 2,000円 = 19.2百万円$
- ② 事業仕分け意見を踏まえた場合(仮に6%抽出の場合)
 $15,040人 \times 2,000円 = 30.1百万円$

参加したいなら「地方負担」

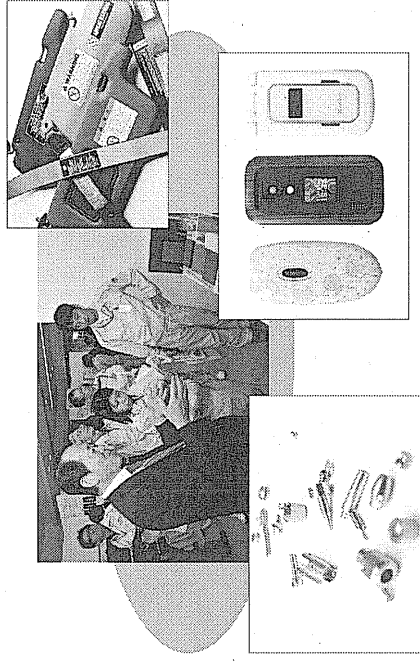
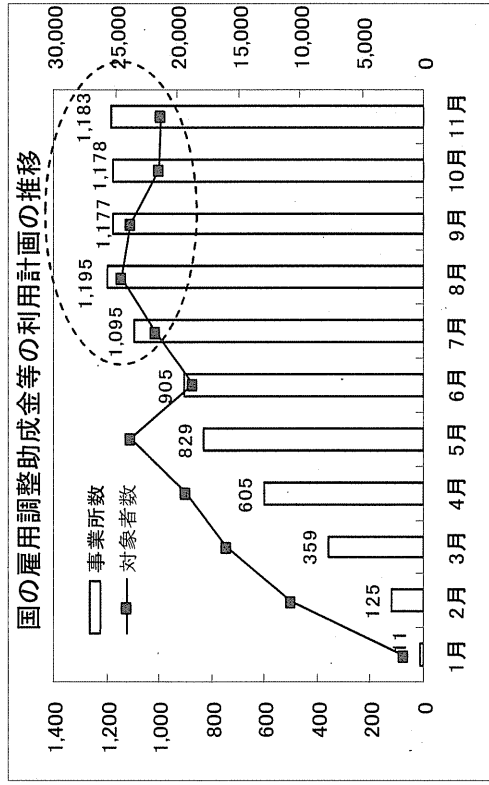
要 望 書

所管省庁	経済産業省
要望内容	<p>1 1 ものづくり中小企業製品開発等支援補助金の継続について</p> <p>ものづくり中小企業製品開発等支援補助金は、不況期の余剰人材を将来に向けた商品開発等に活かす優れた仕組みである。</p> <p>本県においても、多くの企業が当事業の申請を行っており、支援を希望する企業は多い。</p> <p>長引く不況下において、経営努力を続ける中小企業の新たな“仕事づくり”を応援し、雇用の維持・創出につなげることが急務であり、来年度以降も事業を継続すべきである。</p>
担当部課	産業労働部地域産業・技術振興課
具体的現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・本県における生産動向は、平成 21 年 3 月を底にようやく回復の兆しを見せつつあるものの、地場のものづくり企業からは「産地の生産が半分以下になった」「今後も回復が見込めない」といった切実な声が後を絶たない。 ・厳しい経済情勢ながらも、本県企業は商品開発・販路開拓等を通じて状況を打開しようと努力しており、こうした企業を支援する当事業への申請も非常に多い（申請 132 件、採択 20 件 ⇒ 採択率 15.2%）。 ・国は平成 22 年度の概算要求で、当事業の継続予算として 75 億円を計上したが、事業仕分けにおいては「予算計上見送り」と判断。 ・現に当事業による支援が受けられていない企業も多く、前向きな取組みに対する積極的支援が行われることで、地域産業の活力回復が期待される。 <p>【県予算額】</p> <p>ものづくり中小企業競争力強化支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21 年度 国庫補助額：57,300,000 千円 県補助額：65,000 千円
備考 (別添資料等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり中小企業製品開発等支援補助金の継続

ものづくり中小企業製品開発等支援補助金の継続 福井県

製造業を中心に、依然として多くの企業が
生産・雇用調整を実施

厳しい経済情勢ながらも、
中小企業は新商品開発や販路開拓等により
何とか状況を打開しようと必死に努力



○ものづくり中小企業製品開発等支援補助金

- 不況期の余剰人材を、将来に向けた商品開発等に活かす優れた仕組み
- 事業の利用ニーズは非常に高く、現に支援を受けられていない企業も多い

※福井県申請事業の採択状況

申請132件 採択20件 (採択率15.2%)

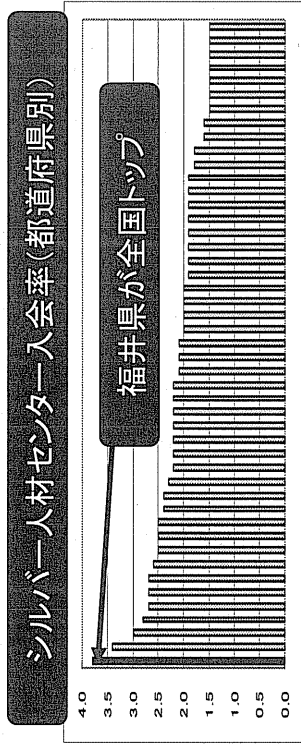
⇒ ものづくり中小企業の新たな“仕事づくり”を応援し、
雇用の維持・創出につなげるため、当事業による支援を継続すべき！

要 望 書

所管省庁	厚生労働省
要望内容	<p>1 2 シルバー人材センター援助事業の予算確保について</p> <p>シルバー人材センターによる就業支援は、高齢者の多様な就業機会を確保するうえで重要な役割を担っており、現下の厳しい雇用情勢において、その重要性はますます高まっている。</p> <p>本県では、センターへの入会率は全国トップの水準にあるなど、センターの就業支援事業に対するニーズは高い。高齢者の就業機会確保に向けた支援が継続されるよう、センターの運営を支援する事業予算を確保すること。</p>
担当部課	産業労働部労働政策課
具体的現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県におけるシルバー人材センターへの入会率は全国トップの水準にあり、会員就業率も 9 割近くあるなど、センターが実施する就業支援事業は高齢者の就業機会を確保するうえで非常に重要。 ・ 国は平成 22 年度の概算要求で 136 億円を計上したが、事業仕分けにおいては「予算要求の 1 / 3 程度縮減」と判断。予算削減により、センター実施事業の縮小が見込まれ、高齢者の就業機会が十分に確保されないおそれがある。 ・ 高齢者の雇用環境は、就職率が他の年齢層に比べて依然として低い水準にあるなど厳しい状況が続いており、今後もセンターによる多様な就業機会の確保を充実・強化することが重要。 <p>【県予算額】</p> <p>県シルバー人材センター連合への運営費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21 年度 国庫補助額：14,100 千円 県補助額：14,100 千円
備考 (別添資料等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ シルバー人材センター援助事業の予算確保

シルバー人材センター援助事業の予算確保 福井県

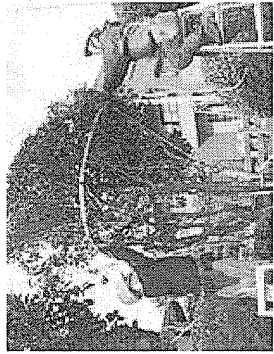
福井県では多くの高齢者がセンターを利用しており、事業規模も大きい



会員1人あたりの事業規模(契約金額ベース)
福井県:43万9千円 全国:41万7千円

センター実施事業により、
高齢者の多様な就業機会を創出

会員就業率 福井県 87.0%
(平成20年度) 全国 82.0%



雇用情勢をみると...

高齢者の雇用環境はまだまだ厳しい

(参考) 高齢者の就職率(福井県)
20年度 55歳～ 29.5%
全年齢 39.5%

※就職率=就職者数/新規求職者数

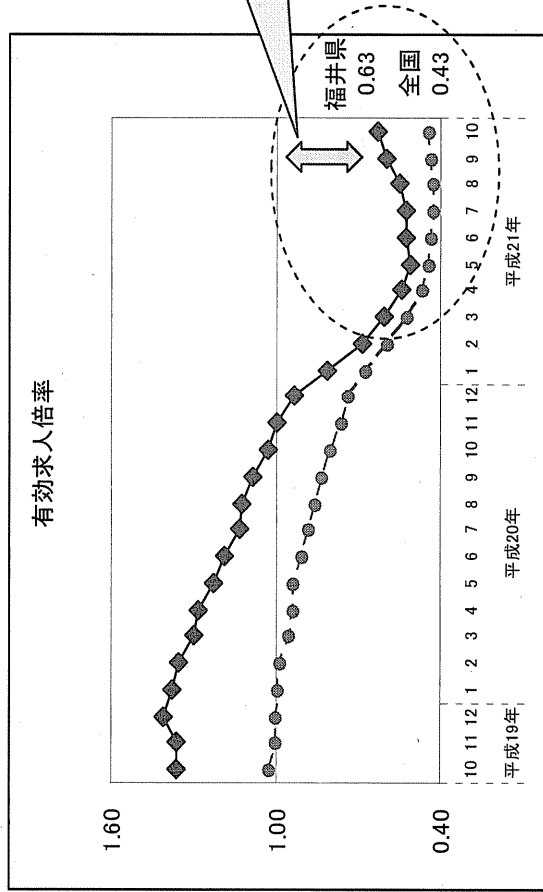
センターの事業予算を確保し、
高齢者の就業支援を拡充すべき!

要 望 書

所管省庁	厚生労働省						
要望内容	<p>1 3 緊急雇用創出事業等の事業要件の見直しについて</p> <p>雇用創出に係る基金事業について、地方の実情に応じた運用が困難なため、地方が主体的に事業を実施できるよう、以下のとおり事業要件を撤廃または緩和すること。</p> <p>①基金事業の対象事業要件を撤廃すること （ガス・水道事業における簡易作業など、地方公営企業会計で行う事業も対象とすること）</p> <p>②緊急雇用創出事業における、地方公共団体による事務補助員等としての臨時職員の雇用について、基金事業終了時（平成 23 年度末）まで活用できるものとする</p>						
担当部課	産業労働部労働政策課						
具体的現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の雇用情勢は、有効求人倍率（10月）が0.43倍と「10人あたり4つの仕事しかない」状況にあり、全国トップの福井県でさえ0.63倍という極めて厳しい状況が続いている。 ・本県では、雇用基金事業により緊急的な雇用創出を図っているところであるが、事業要件が依然として厳しく、県内市町からも「地方公営企業会計で行う事業も対象にしてほしい」といった声がある。 ・また、緊急雇用創出事業については、地方公共団体による事務補助員等としての臨時職員の雇用が平成22年度末までに限って活用できることになっているが、多様な雇用機会を提供できるよう、基金事業終了時（平成23年度末）まで期間を延長すべきである。 <p>【県予算額】</p> <table border="0"> <tr> <td>ふるさと雇用再生特別基金事業</td> <td>21年度</td> <td>1,035,665千円</td> </tr> <tr> <td>緊急雇用創出事業臨時特例基金事業</td> <td>21年度</td> <td>2,078,128千円</td> </tr> </table>	ふるさと雇用再生特別基金事業	21年度	1,035,665千円	緊急雇用創出事業臨時特例基金事業	21年度	2,078,128千円
ふるさと雇用再生特別基金事業	21年度	1,035,665千円					
緊急雇用創出事業臨時特例基金事業	21年度	2,078,128千円					
備考 (別添資料等)	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用創出に係る基金事業の要件見直し 						

福井県 雇用創出に係る基金事業の要件見直し

全国の雇用情勢は「10人あたり4つの仕事しかない」という極めて厳しい状況
 ⇒ 雇用創出に係る基金事業の要件を撤廃・緩和し、さらに雇用拡大を図ることが急務



全都道府県で
 大幅に1倍割れ
 全国トップの福井県でさえ
 0.63倍と低水準

地方の実情に応じた
 基金事業による雇用拡大



雇用創出に係る基金事業の要件撤廃・緩和

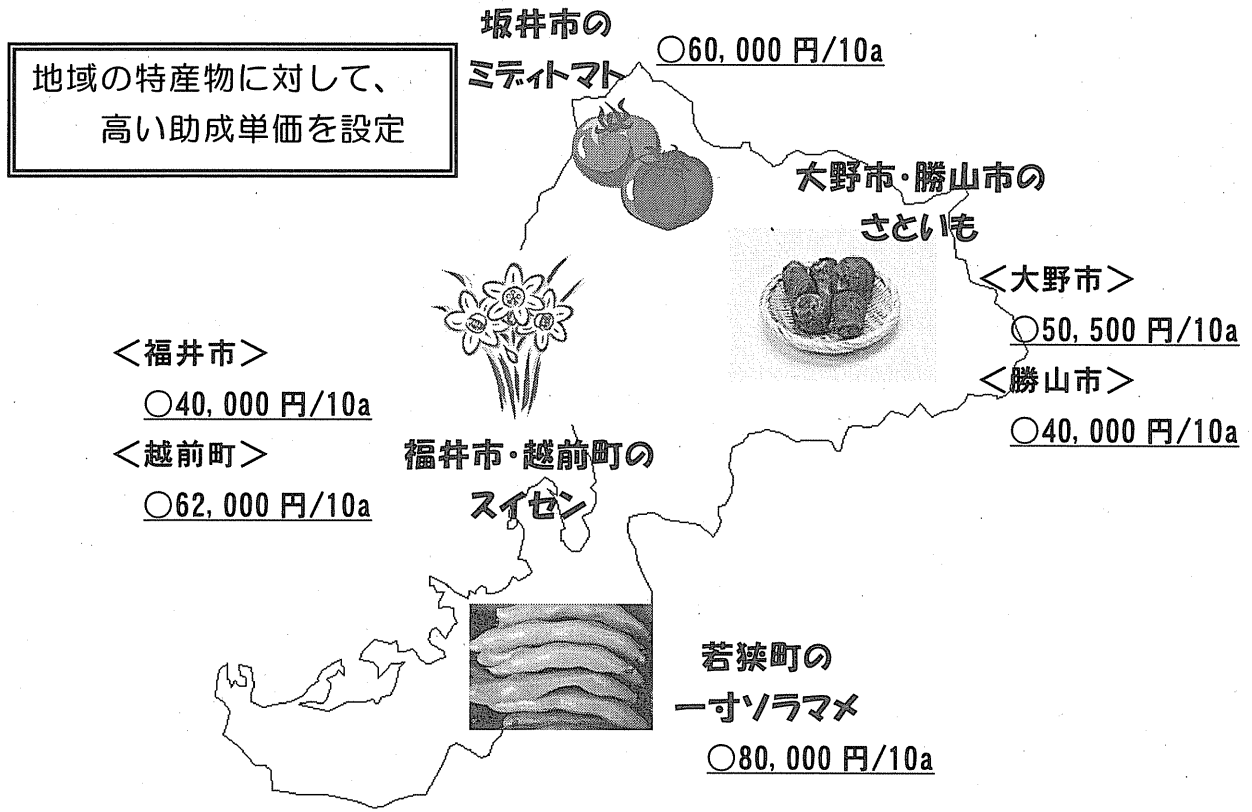
要 望 書

<p>所管省庁</p>	<p>農林水産省</p>																													
<p>要望内容</p>	<p>1 4 戸別所得補償制度に関するモデル対策の確実な実施と充実について</p> <p>戸別所得補償制度に関するモデル対策は、平成 2 3 年度から本格実施される戸別所得補償制度の創設に向けたものであり、農業者の期待は大きい。より良い制度とするため、次の点について配慮願いたい。</p> <p>(1) 「米戸別所得補償モデル事業」については、本県の米の収益性に配慮した所得補償単価とすること。</p> <p>(2) 水田を利用した麦、大豆などの作物の生産を進める「水田利活用自給力向上事業」については、地域独自にブランド化を進めている特産物の生産振興を継続できるよう、これまで支給されてきた産地確立交付金等と同程度の財源を確保すること。</p> <p>また、各作物に対する助成単価については、各市町が地域の実情を考慮し設定できる制度とすること。</p>																													
<p>担当部課</p>	<p>農林水産部 政策推進グループ</p>																													
<p>具体的現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本県の米生産における収益性 <table border="1" data-bbox="443 1267 1099 1447"> <caption>米の収益性(H19) (円/10a)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">生産費</th> <th rowspan="2">粗収益</th> <th rowspan="2">収益性</th> </tr> <tr> <th></th> <th>うち労働費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125,092</td> <td>41,387</td> <td>109,385</td> <td>-15,707</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 本県ではこれまで産地確立交付金を利用し、各市町ごとにサトイモやソバ等の地域特産物の生産に取り組んできた。 <table border="1" data-bbox="863 1570 1442 1794"> <caption>野菜等に対する助成金単価 (H20) (円/10a)</caption> <thead> <tr> <th>作物</th> <th>市町</th> <th>助成単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">さといも</td> <td>大野市</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>勝山市</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>ミディトマト</td> <td>坂井市</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">スイセン</td> <td>福井市</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>越前町</td> <td>62,000</td> </tr> <tr> <td>一寸ソラマメ</td> <td>若狭町</td> <td>80,000</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>H20産地確立交付金+新需給調整システム定着交付金</small></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域特産物の生産振興を継続するためには、現行の助成単価を維持することが必要である。 助成金を効果的・効率的に利用するためにも、市町の実情に合わせた単価の設定が望ましい。 	生産費		粗収益	収益性		うち労働費	125,092	41,387	109,385	-15,707	作物	市町	助成単価	さといも	大野市	50,000	勝山市	40,000	ミディトマト	坂井市	60,000	スイセン	福井市	40,000	越前町	62,000	一寸ソラマメ	若狭町	80,000
生産費		粗収益	収益性																											
	うち労働費																													
125,092	41,387	109,385	-15,707																											
作物	市町	助成単価																												
さといも	大野市	50,000																												
	勝山市	40,000																												
ミディトマト	坂井市	60,000																												
スイセン	福井市	40,000																												
	越前町	62,000																												
一寸ソラマメ	若狭町	80,000																												
<p>備 考 (別添資料等)</p>																														

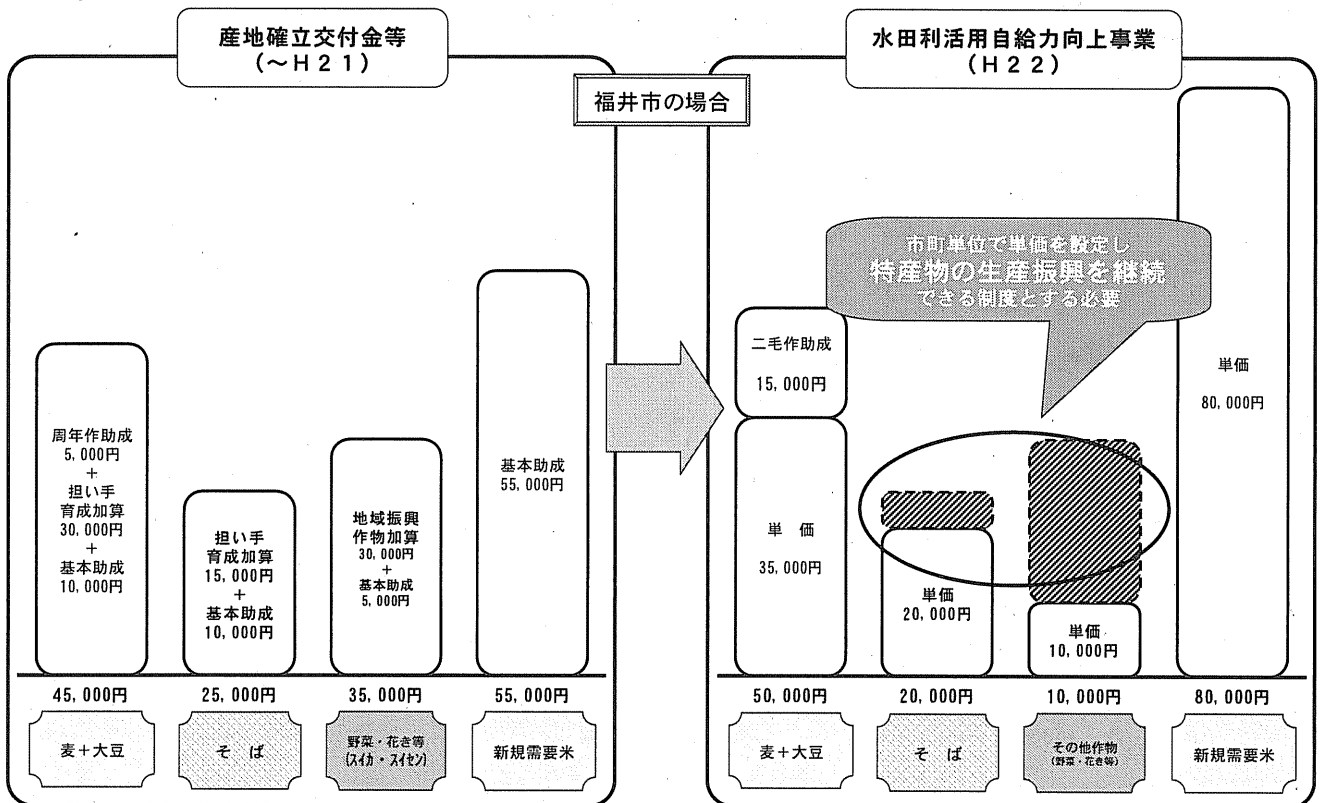
別添資料

(1) 本県の地域特産物と助成単価

(産地確立交付金+新需給調整システム定着交付金)



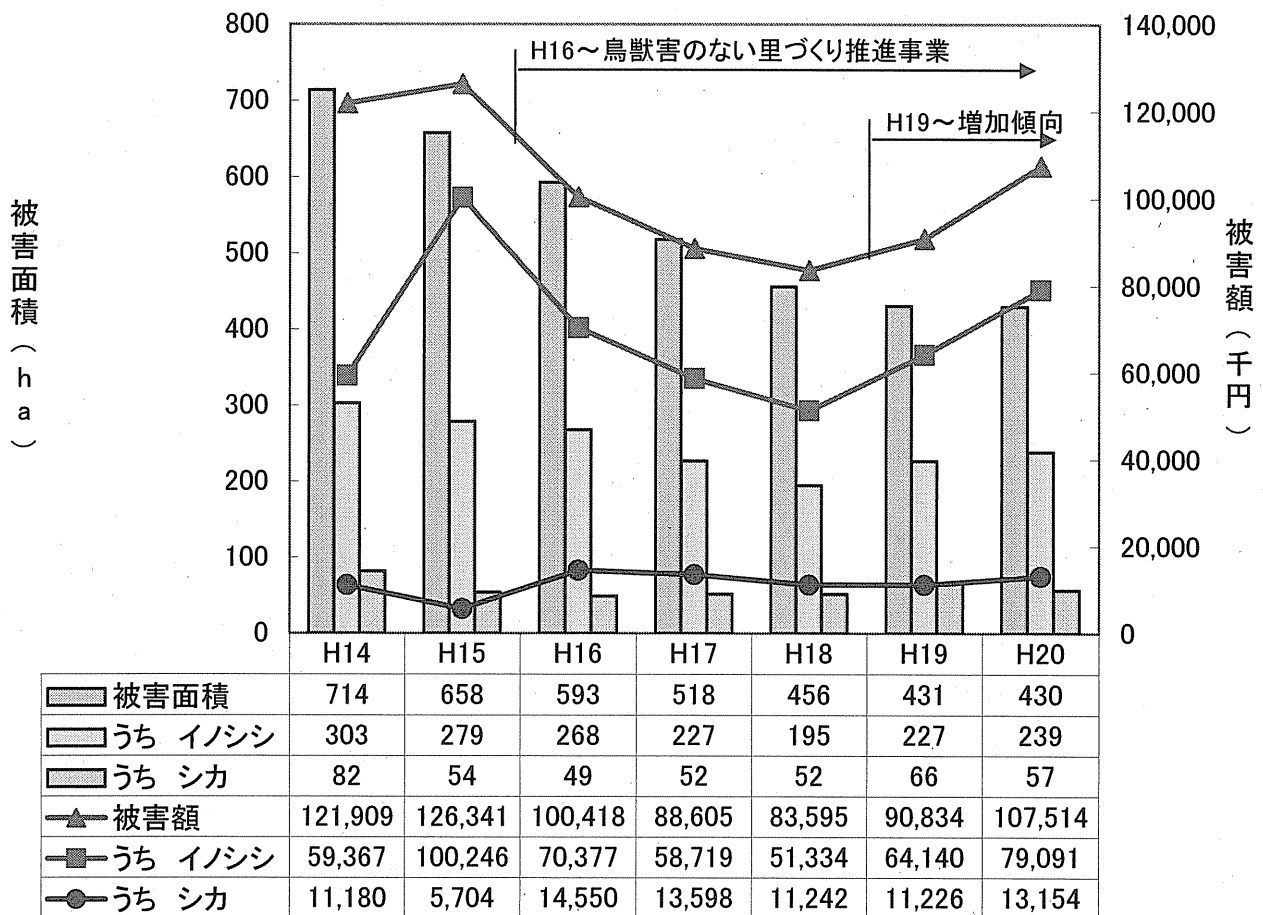
(2) 産地確立交付金等と水田利活用自給力向上事業の比較



要 望 書

<p>所管省庁</p>	<p>農林水産省</p>
<p>要望内容</p>	<p>1.5 鳥獣害防止対策の充実について</p> <p>国は 19 年 12 月に鳥獣被害防止特措法を制定し、これに基づき鳥獣害防止総合対策事業等により、市町村に対し財政上の支援を講じている。</p> <p>本県でも、鳥獣被害が拡大しており、国は引き続き、地方が確実に対策を実施できるよう財政上の支援を講ずること。</p> <p>また、有害鳥獣には県境がないことから、国は有害鳥獣の広域的な生息状況を的確に把握し、伝達するとともに、今後も広域的な対策を実施すること。</p>
<p>担当部課</p>	<p>農林水産部農林水産振興課</p>
<p>具体的現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本県における鳥獣害は、隣県で発生していたイノシシ被害が嶺南地域に拡大し、現在は県下全域に拡大している。さらに近年は、隣県のシカ被害が嶺南地域に拡大し、現在は嶺北地域に拡大しつつある。 ・本県では、16 年度から、県単事業（鳥獣害のない里づくり推進事業）により、被害防除・個体数調整・生息地管理の対策を総合的に実施している。 ・この中で、国の補助対象とならない電気柵等の簡易柵の設置や、イノシシ・シカ等の有害捕獲に対する経費について支援している。 ・鳥獣被害が拡大している中、被害が発生している個々の自治体の対策はもとより、県域を越えた広域的な対策の実施が求められている。 <p>【国予算額】 21 年度：2,800 百万円（当初）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の地域協議会に対する補助（12 市町） 事業費 177 百万円（国庫補助額 103 百万円） ・その他、市町村の負担額に対し特別交付税措置（交付率 80%）あり
<p>備考 (別添資料等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害の推移 ・水稻被害発生集落数 20 年：247 → 21 年：323

農作物被害の推移



【被害の推移の考察】

被害額は、

16年度からの「鳥獣害のない里づくり推進事業」により、電気柵等による防除対策を強化してきたことから、減少傾向にあったが、19年以降は個体数の増加により増加に転じている。

被害面積は、

電気柵等による着実な防除対策により減少しているものの、個体数の増加により被害が集中している。

要 望 書

<p>所管省庁</p>	<p>総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、 農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省</p>
<p>要望内容</p>	<p>1 6 国庫補助事業の適正執行のための制度改善</p> <p>(1) 交付決定等の迅速化について 各省庁で行われる国庫補助事業の交付決定等が年度後半になるケースもあることから、年度の早い段階で交付決定等の手続きを行うこと。</p> <p>(2) 補助対象基準の明確化、弾力化について 補助対象となる事務費については、補助対象基準を明確化したうえで、補助範囲の拡充を行うこと。 また、事務費のうち、人件費へ充当が可能な比率の上限を撤廃するなど、弾力的な運用を行うこと。</p> <p>(3) 不要額の返還手続きの改善について 交付決定後に事務費の所要額が減額した場合の変更申請や、国庫受入後の不要額発生による返還手続きが容易に行えるよう見直しを図ること。 不測の事態の発生により翌年度に繰り越して執行する必要性が生じた場合には、繰越手続きを柔軟に認めること。</p>
<p>担当部課</p>	<p>総務部財務企画課</p>
<p>具体的現状と課題</p>	<p>○交付決定の迅速化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各省庁で行われる国庫補助事業の内示・交付（変更）決定時期が年度後半になるケースもあることから、年度末に執行が集中する。 ・年間を通じて事務費執行の平準化が図られるよう早期に内示や交付決定手続きを行うべき。 <p>○補助対象基準の明確化、弾力化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象となる事務費については、「補助事業に直接必要な経費」などと規定されているが、その対象範囲や用途基準が必ずしも具体的に明示されていない。 ・補助事業を実施するうえで不可欠な「補助事業に密接に関連する業務」などについて補助範囲に加えるなど、柔軟な運用が図られるよう見直すべき。 ・補助事業に係る事務費については、人件費への充当が可能な比率基準に上限が設定されている。事業執行に必要な範囲において上限を撤廃するなど、弾力的な運用により、人件費への幅を持たせることが必要。 (人件費：事務費の 64%（特別な場合 72%）まで〈平成 21 年度国土交通省〉) <p>○不要額の返還手続き等の改善について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の使い切り等をなくすため、交付決定後に事務費の所要額が減額となった場合の変更申請や、国庫受入後の不要額発生による返還手続きが容易に行うことができるよう、手続の簡素化が必要。 ・不測の事態の発生により翌年度に繰り越して執行する必要性が生じた場合には、繰越手続きを柔軟に認めることが必要。
<p>備 考 (別添資料等)</p>	